

令和8年度三木浄化センター下水汚泥運搬及び処分業務（収集運搬）仕様書

第1節 一般事項

（趣旨）

第1条 この仕様書は、三木浄化センター（以下「浄化センター」と言う。）の脱水汚泥の収集運搬業務を適正かつ円滑に実施するため、業務の内容等を定めるものである。

（業務の履行義務）

第2条 受託者は、浄化センターにおいて発生した脱水汚泥を適切に収集運搬できるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「廃棄物処理法」という。）、契約書、仕様書、下水道維持管理指針（日本下水道協会）、その他関係書類に基づき、効率的、経済的かつ適正に業務を履行するとともに、業務の完了について、財政上及び法律上の全ての責任を負うものとする。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、次のとおりとする。

（1）脱水汚泥収集運搬業務

浄化センターから脱水汚泥の最終処分（全量、焼成（セメント資源化）等再資源化（以下「再資源化」という）処理）業務を行う施設又は中間処理（最終処分を再資源化処理するものに限る。）業務を行う施設までの収集運搬業務

（2）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記入及び委託者への送付

（3）業務完了報告書の作成

毎月、業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、委託者へ送付しなければならない。

（業務管理）

第4条 受託者は、いかなる場合でも業務に必要な従業員等を確保し、委託業務に支障を来さないよう努めるとともに、従業員の労務管理、安全管理、保健衛生管理等に十分注意を払わなければならない。

（関係法令の遵守）

第5条 受託者は、業務の履行に当たり、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号。）、廃棄物処理法、関連各自治体の産業廃棄物処理等指導要領、その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図り、誠実かつ完全な履行をするとともに、これらの法令等の適用運営は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

（労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保）

第6条 受託者は、業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号。）、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号。）ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めなければならない。

（業務上の留意事項）

第7条 受託者は、委託者の脱水機の運転業務に支障を来さないよう、委託者の勤務時間内に脱水汚泥を積み込み、搬出しなければならない。ただし、委託者の指示があったと

きには、この限りでない。

(施設の保全)

第8条 委託者の既設構造物を汚染し、又はこれらに損害を与えたときは、受託者の責任と費用負担で復旧しなければならない。

(安全管理)

第9条 受託者は、業務の履行に当たり、常に細心の注意を払い労働安全衛生法、労働基準法、その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 作業従事者は、ヘルメット、安全靴等を着用し、安全に作業を実施するとともに、もし、人身事故などが発生した場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。

(下水処理場内の運転)

第10条 浄化センター内の運転については、徐行運転とし、アスファルト、コンクリート等を損傷しないよう、十分注意を払わなければならない。

(事故防止)

第11条 受託者は、火気の取扱い、関係者以外の立入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。

(緊急事態発生時の処置)

第12条 受託者は、大雨、台風、重大事故等の緊急事態に備えて非常呼出しに応じられる連絡体制を確立し、所要の人数を直ちに現場に配置し、応急処理その他適切な処置がとれるよう準備をしておかなければならない。

(収集運搬の変更)

第13条 委託者は、受託者が行う収集運搬業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、収集運搬方法の変更を求めることができる。また、受託者はこれに従わなければならない。

(検収)

第14条 業務対象の脱水汚泥数量の検収は、委託者と受託者の立会の下に、浄化センターに設置している脱水汚泥貯留ホップ重量計の指示値を記載した産業廃棄物管理票（1次マニフェスト）によるものとする。また、積込量及び積込時間は委託者の指示によるものとする。

2 本業務の履行確認は、産業廃棄物管理票（1次マニフェスト）B票及び業務完了報告書に基づいて行う。

(産業廃棄物管理票)

第15条 委託者は、脱水汚泥の搬出の都度、産業廃棄物管理票（1次マニフェスト）に必要事項を記入して受託者に交付する。

(資格を要する業務)

第16条 受託者は、法令等で規定する資格を必要とする業務には、常時有資格者を従事させなければならない。

(疑義等の解釈)

第17条 受託者は仕様書に定める事項について疑義等が生じた場合は、両者協議の上、決定する。

第2節 特記事項

（収集運搬の条件）

第18条 収集運搬の条件は、次のとおりとする。

廃棄物の種類	汚泥（未消化脱水汚泥） ※特別管理産業廃棄物には該当しない。 含水率80 %程度 脱水には高分子凝集剤を使用
汚泥発生量	19 t /月程度
汚泥搬出量	搬出予定数量 225 t /年 搬出予定回数 30回/年 1回あたりの搬出予定量7.5 t /回
汚泥収集場所	三木浄化センター 香川県木田郡三木町大字池戸1295番地
運搬区間	三木浄化センター 香川県木田郡三木町大字池戸1295番地 から脱水汚泥の処理業務を行う施設 まで
搬出設備	（別紙）のとおり
契約期間（1）	令和8年2月1日から令和9年3月31日まで
汚泥搬出期間（2）	令和8年2月1日から令和9年1月31日までのうち、委託者が指定する日で、原則2～3日/月
処分業務の履行を確認する期間（3）	（2）の期間内に搬出された汚泥の処分が完了するまで
汚泥収集時間（4）	通常時 午前9時00分から午後5時00分まで

(契約後提出書類)

第19条 受託者は、本業務において次の関係書類を提出しなければならない。

(1) 委託業務着手時に提出する書類

業務実施計画書

① 運搬経路図

② 運搬車両の番号及び構造図（脱水ケーキを運搬する車両は、汚泥専用コンテナ又は水密性天蓋付ダンプ等の廃棄物の飛散、臭気の漏洩のない構造を有しているもので、事前に町担当者の承認を得ること。）

その他監督員の指示による必要な書類

(2) 委託期間中に提出する書類

毎月末時点で完了した収集運搬業務における産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び業務完了報告書

その他監督員の指示による必要な書類

(3) 委託業務完了時に提出する書類

委託業務写真

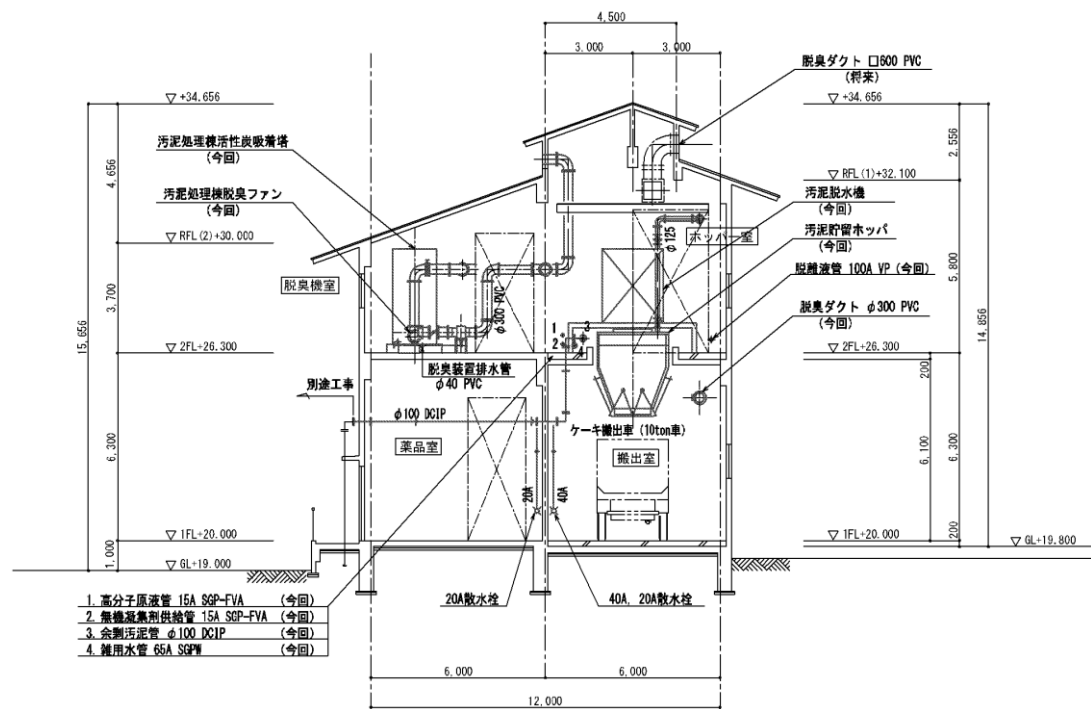
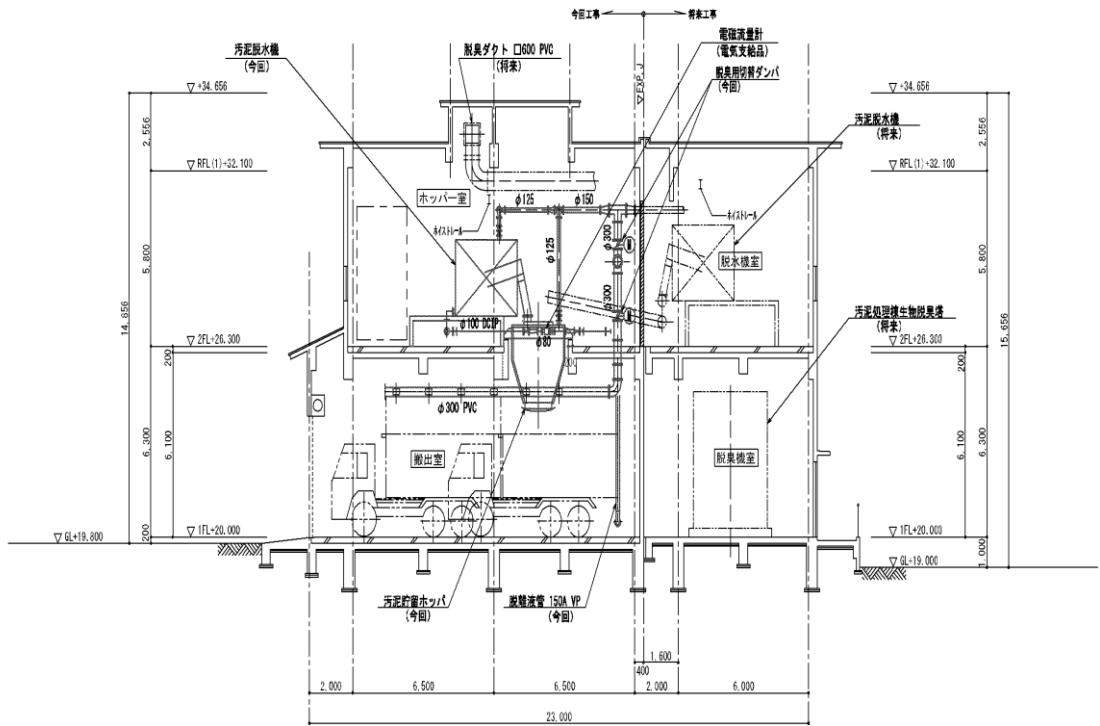
① 三木浄化センター積込搬出状況（初回のみ）

② 受入設備への投入状況（初回のみ）

その他監督員の指示による必要な書類

(別紙)

汚泥処理棟断面図



令和8年度三木浄化センター下水汚泥運搬及び処分業務

位置図

